

議会議案第8号

奈良市政治倫理審査会条例の一部改正について

奈良市政治倫理審査会条例の一部を次のように改正しようとする。

平成25年3月22日提出

提出者

奈良市議会 議会制度検討特別委員長

天野秀治

奈良市政治倫理審査会条例の一部を改正する条例

奈良市政治倫理審査会条例（平成25年奈良市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「条例」という。)」の次に「及び奈良市議会議員の政治倫理に関する条例（平成 年奈良市条例第 号。以下「議員条例」という。)」を加える。

第2条第1項を次のように改める。

審査会は、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 市長等条例第14条第2項に規定する調査の請求に係る調査に関するこ
と。

(2) 議員条例第6条第2項に規定する調査の請求に係る調査に関するこ。

第2条第2項中「建議することができる」を「建議するものとする」に改め
る。

第6条第2項中「市長」を「市長又は市議会議長」に改め、同項を同条第4
項とし、同条第1項中「第14条第2項」の次に「又は前項」を加え、同項を
同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

市長は、市議会議長から議員条例第6条第2項の規定により調査請求書の
写しの送付を受けたときは、遅滞なく、審査会に調査を求めなければならな
い。

第6条第2項の次に次の1項を加える。

3 市長は、前項の規定により市議会議員に係る調査報告書の提出を受けたと
きは、その写しを速やかに市議会議長に送付しなければならない。

第7条第1項中「前条第1項」を「前条第2項」に、「教育長」を「教育長又
は市議会議員」に改め、同条第2項中「市長」を「市長、市議会議長」に改め、
同条に次の1項を加える。

4 市長は、前項の報告に係る者が市議会議員であるときは、その旨を市議会
議長に通知するものとする。

第8条第1項中「第14条第1項」の次に「若しくは議員条例第6条第1項」
を加え、同条第2項中「市長」を「市長、市議会議長」に改める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(提案理由)

奈良市議会議員の政治倫理に関する条例の全部改正に伴い、同条例第6条第2項に規定する調査の請求に係る調査を本条例に基づき設置する奈良市政治倫理審査会に求めることができることとともに、関係手続に関して関係条文の整備等を行うため、所要の改正を行おうとするものである。

(参考)

奈良市政治倫理審査会条例（抄）

(設置)

第1条 奈良市長等政治倫理条例（平成25年奈良市条例第2号。以下「市長等条例」という。）の適正な運用を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第138条の4第3項の規定に基づき奈良市政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審査会は、市長等条例第14条第2項に関する事項について調査し、その結果を記載した報告書を作成し、及び必要な勧告を行う。

2 審査会は、前項に掲げるもののほか政治倫理の確立を図るため、市長が諮問した事項について審議し、答申し、又は建議することができる。

(調査報告書の作成及び提出)

第6条 審査会は、市長等条例第14条第2項の規定により調査を求められたときは、その日から60日以内にその結果を記載した調査報告書を作成し、市長に提出しなければならない。

2 審査会は、特に必要と認める場合、調査報告書において、市長がとるべき措置を勧告することができる。

(調査権限)

第7条 審査会は、前条第1項に規定する調査のため必要があると認めるときは、当該調査の対象となっている市長、副市長及び教育長（以下「調査対象者」という。）に対し、資産に関する資料その他必要な資料の提出を求めることができる。

2 審査会は、調査のため必要と認めるときは、市長、調査対象者その他関係人の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。この場合において、市長又は調査対象者は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出席することができる。

3 審査会は、前2項の規定による求めに応じない者があるときは、その旨を

市長に報告するものとする。

(意見の陳述)

第8条 審査会は、調査対象者又は市長等条例第14条第1項の規定に基づく調査の請求をした者（以下「調査請求者」という。）から申立てがあったときは、当該調査対象者又は調査請求者に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前条第2項後段の規定は、前項本文の場合について準用する。この場合において、「市長又は調査対象者」とあるのは、「調査対象者又は調査請求者」と読み替えるものとする。